



鹿労発基 0824 第 2 号
令和 3 年 8 月 24 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 山本 晃正 殿

鹿児島労働局長
三輪 宗文

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。